

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和3年7月2日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉地方・家庭裁判所新館大会議室

3 出席者

（委員） 伊藤はつ子，岩藤千代子，大石聡子，神村昌通，菊池則明，曾根田満，鶴ヶ野翔麻，細田美和子，矢尾和子，山本幸乃

（五十音順，敬称略）

（説明者） 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長 江口洋 （敬称略）

（オブザーバー）

中山直子部総括裁判官，大槻真人首席家庭裁判所調査官，大野正明家事首席書記官，丸山和子少年首席書記官，阿蘇谷顕子主任家庭裁判所調査官，岸元則主任書記官，宍道直子主任書記官，小林徹事務局次長，高橋聡子会計課長，花岡愛総務課長，川畑晃一総務課課長補佐

4 テーマ

養育費の履行確保に関する家庭裁判所の取組～子どもの健全な成長のために～

5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（浅尾智康委員，岩藤千代子委員，鶴ヶ野翔麻委員，細田美和子委員，矢尾和子委員，山本幸乃委員）について，花岡総務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会における意見についての経過報告

花岡総務課長から，前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 委員長の選任

家庭裁判所委員会規則第6条に基づき、出席委員において新委員長の互選を行い、全会一致で矢尾委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として菊池委員を指名した。

(5) 意見交換等

ア テーマについて

オブザーバーから、家庭裁判所における養育費に関する手続、その履行確保の制度、強制執行に関する法改正及び千葉家庭裁判所における最近の取組等について説明がされた。

イ 千葉県の取組について

子どもの貧困に関する千葉県の取組等について、説明者から説明いただいた。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■委員長

説明者に千葉県全体の状況を教えてくださいましたが、千葉家庭裁判所の管轄する事件は、主に県内に住所を有する方々が当事者になります。その方々に関して、養育費の支払の約束に至る様々な工夫や、確実に養育費を支払ってもらうためのいろいろな方策なども含めまして、委員の皆様方から、何かもっとこんな工夫ができるのではないか、又は、本日御説明させていただいた内容についての御感想など、何でも結構でございますので、御意見をいただければありがたいと存じます。

●委員

前提としてお聞きしたいのですが、家庭裁判所で扱われる養育費に関する事件について、実際に、不払いに至った理由としてはどういったものが多いのでしょうか。いろいろ理由としてはあり得ると思うのですが、具体的な分布などが分かれば教えていただけたらと思います。

▲オブザーバー

具体的なデータではなく、一般的にどのようなケースが多いかという御説明となりますが、一般的に多い理由は、収入減というところになってくるかと思われま。特に昨今は、コロナの関係で義務者の収入が減ってしまったことを理由に不払いが続くということがあります。こういったケースは、調査官から履行の勧告をしますと、義務者から収入が減った理由などの申出がありまして、これを権利者に伝えて、御理解をいただいて、少し様子を見るということになる場合もかなりの割合であるかなとは思っています。

あとは、お子さんとの関係性の希薄化とともに養育費の支払が滞り、例えば、履行勧告をしましても、転居していて連絡が取れなくなり、実際に履行を促すこともなかなかできなくなるようなケースもございます。

ほかに、もともと父母の信頼関係が薄いケースも多いものですから、単純に支払いたくないというような意向の場合もありますが、こういう場合には、権利者としては、対抗して強制執行の措置が取れますので、その方法で解決をされるというケースもあるかと思えます。

#### ●委員

そうすると、結局のところ、義務者の経済状況が悪くなって支払えない、つまり履行確保しようにも財産がなければそもそも支払えず、父母の関係の中で子どもの貧困を解決するということが難しい状況にあるように思うのですが、その辺についての現状認識を知りたかったということでお聞きした次第です。

#### ▲オブザーバー

御質問ありがとうございます。子どもの貧困の一つの原因として養育費の不払いがあるということで検討がされていますが、実際には、父母共に収入が少ないというケースも大変多うございます。そういった場合に、支払ってはもらうのですけれども、もう少しほかの社会福祉であるとか、いろいろな手当の面が充実すればいいなと思うこともありますし、実際に支払えない人のケースでは、監護親側が生活保護を受給して育てるということも決して珍しくなく見ているところです。

## ■委員長

生活保護の関係で付け加えさせていただきますと、生活保護を受給するに当たって、養育費の支払はちゃんと約束していますかということを経済から確認を受けて、約束していないときはきちんと取り決めてくださいという話もされるということですが、一方で、生活保護費が支給される場合でも、養育費の部分は差し引いた上での支給になるため、結局、養育費が差し引かれているのに現実には支払が受けられないということになると、その分、そうでなくても少ない収入がさらに減ってしまうというような状況もあるというふうに聞いております。

ほかにはいかがでございましょうか。

## ●委員

今日のテーマはまさに調停の中で毎回取り上げられることですので、感想も含めて述べさせていただきたいと思います。

調停で離婚を話し合う場合、子どもさんがおられるときには、両親の収入状況を確認した上で、基本的には必ず養育費を話し合いの上で決めていますので、調停で離婚する場合には、大半のものはそこでカバーされる。しかも、先ほど裁判所から説明があったように、養育費支払の履行に関するバックアップといいましょうか、いろいろな法的な裏づけも充実してきていると思いますが、離婚の占める割合の中で調停にかかるものは1割や1割5分なんですよ。夫婦が相談して離婚届を役所に出すという協議離婚が全体の9割から8割5分、このところでやはりきちんと手を打って、フォローしていかないと、養育費の問題はなかなか解決できないんだろうなと思っています。

調停で養育費をしっかりと決めたとしても、離婚の中の1割か1割5分ぐらいで、残りの離婚協議のところをどうするかという点は、今日のメインテーマではないかもしれませんが、多分、養育費という視点では、一番大きな、忘れてならないところだろうと思います。

一つありますのは、4年ぐらい前から千葉を皮切りに行政担当者向けの調停制度

の説明会を実施していきまして、コロナの関係で去年はできませんでしたけれども、行政担当の方に調停制度などの説明をすると、ほとんどの方が初めて聞いたと言われる。しかも、裁判所に来るのも初めてですという方が大半なんですね。こういう方々が市民の窓口になっていろいろな困り事の相談を受けるときに、多分、養育費の支払を受けられていませんだとか、そういう言葉を聞かれることが多いと思うのですけれども、そういう方に、その場で「裁判所に行って調停を受けられたらいかがですか。」というようなことを一言、言っていただくだけで、随分、協議離婚から調停にという流れが多分できてくるのではないかなという気がします。そういう意味では、行政担当者向けの調停制度の説明会を、今年はコロナの関係で無理ですけれども、来年、ぜひ力を注いで裁判所と一緒にやっていきたいなと思っております。

#### ■委員長

ありがとうございます。

今、お話しいただいたように、離婚調停を裁判所ですることになったら、当然に養育費の件もセットで組めますけれども、協議離婚の話合いで、御夫婦が離婚するかしないかが焦点になって養育費まで気が回らなかったというような場合でも、離婚後に、養育費の問題として家庭裁判所でお話合いをしたり、お話合いがまとまらない場合には裁判所が審判で決めるということになりますので、その手続があること自体をもっとアピールするのがよいという御意見をいただきました。

ほかの点はいかがでしょう。御感想でも何でも結構でございます。

#### ●委員

質問というよりも感想めいたものになりますけれども、個人的には、先ほど千葉県のお説明にあったとおり、子どもの貧困の中でも、教育費が非常に大きく影響していると思っております。教育費は家庭だけが負担するべきではないのですけれども、調停で養育費を決めるに当たって、そこでもやはり将来の教育費について決めきれないケースが多数あります。高校進学や高校卒業後の大学、専門学校進学のと

きの費用がどうにもならないという問題と、あと、塾や受験の費用が残念ながら昔と違ってとてもかかる時代になっていて、高校進学ですらも、やはり塾に行かなくては厳しいような状況と聞きますので、そういった教育費の確保が、なかなか、調停や裁判を含めた養育費の中でできないというところを、非常に苦しく、限界として思っています。

名案はないのですけれども、協議条項でしか残せないという調停の限界も重々承知の上で、日々、どうしたら少しでも将来の、将来といっても10年先でもないぐらいの近い将来なので、子どもの教育費をどう確保できるかということを常々悩んでおります。ここは本当になかなか難しいところなので、もし、調停委員の方などに実務上いい案があったらお聞きしたいですし、問題意識として申し上げました。

#### ■委員長

ありがとうございます。

委員のほうで、例えば、こういうふうな取決めをしたことが工夫例としてあるという御経験はございますか。

#### ●委員

母親が支払いを受ける側で、支払う方の父親側がいいと言ってくれたから、概算額を決める形で調停条項ができたことがあります。中学進学時に、本当はもっとかかるけれども、制服代として3万円は出してねというもので、本当は多分、体操服などがあるから6、7万円だろうけれども、最低でも3万円で、高校に入ったら10万円、高校卒業後の大学進学又は専門学校のとときに30万円ということで交渉して、一応金額は了解してくれたので調停が成立したことがあります。ただし、調停成立時に調停委員会からも念押しされましたけれども、この条項では強制執行は難しいということで、本当に支払ってもらえるかどうかはそのときにならないと分からないのですが、できることとしてはそこまでだったんですね。

ただ、本当にこれはレアケースで、たまたまお父さんがいいと言ってくれたのでぎりぎり条項に入れられましたが、恐らく、支払う側がいいと言ってくれないと条

項に盛り込めませんよということになって、ぎりぎり入れられても裁判所の説明資料にある特別出費協議条項が精いっぱいということも経験しています。極端に言う  
と、この条項すらも入れられないというケースも経験しているので、最終的には、  
お母さんが支払うこともあるかもしれませんが、支払う側がどこまで納得し  
てくださるかというところなんです、嫌だと言われると、そこまでしかできない  
というところはむしろ多いと思っています。

#### ■委員長

ありがとうございます。

今、委員が言われた特別出費協議条項は、資料にある「進学、病気、事故等特別  
の出費を要する場合には、その負担につき当事者間で別途協議して定める。」とい  
った内容のものです。私立に行くのか公立に行くのかも分からないし、病気になる  
かどうか不確定なので、確定額では決められないという話になると、こういう条  
項になりますが、このように具体的な金額が決まっていない条項ですと、たとえ約  
束に基づいて当事者間で幾ら払ってくださいと言っても、強制執行はできないとい  
う状況になってしまうということでございます。

#### ●委員

素人で全く分かりませんので教えていただきたいのですが、協議をしてから、養  
育費については契約書とか、そういうものを取り交わすことになるのでしょうか。  
もし契約書があった場合に、例えば病気になりまして支払が滞っているときは、ど  
のような判断をするのでしょうか。

あと、もう1点なんです、千葉県の子どもの貧困対策推進計画の中で、子ども  
の貧困に係る千葉県の現状の調査は令和元年度の後も引き続き毎年行う予定になっ  
ておりますでしょうか。

その2点について教えていただければと思います。

説明者

御質問ありがとうございます。

この調査は、計画策定に当たって実施したものでございますので、毎年実施するというのではなく、節目節目で行うイメージでおりますので、御了承いただければと思います。

#### ▲オブザーバー

取決めについて家庭裁判所で作るものは、調停で決まった場合には調停調書になります。その調停調書の場合には強制執行力を持つので、当事者間で書いた書付であるとかそのようなものと違って、支払われなかった場合に給料差押えなどができます。

それから、病気になった場合ですが、支払う側が病気になった場合に支払えなくなったらどうなるんですかという御質問なのか、子どもが病気になった場合にその費用をどうしますかという御質問なのか、どちらになりますか。

#### ●委員

支払う側が病気になった場合です。例えば、父親が病気になった場合に支払が滞るのではないかと思います。

#### ▲オブザーバー

例えば、病気になって仕事を辞めざるを得なくなったという方も、結構いらっしゃいます。また、リストラに遭ってしまうということもあります。そういった方の場合に、支払いがされなくなったということで権利者が電話で履行勧告を申し出ることも多いのですね。申し出があると調査官が義務者に支払ってくださいという勧告をします。そうすると、支払う側が、今こういう状況ですよという話を調査官に説明します。それが権利者に伝わることによって、少し待ちますというふうになることもあるし、その状態が長く解消されない、再就職も難しいとなりますと、義務者の側が養育費の減額の調停の申立てをすることが通常でございます。減額は事情の変更がある場合に認められるのですが、そういった再調停は可能です。

同じように権利者も、収入がなくなってしまった、あるいは子どもの教育費が思ったよりもかかったり、子どもが病気がちでこんなに費用がかかるといった場合に、



逆に養育費の増額の調停の申立てがされることもございます。

#### ■委員長

ほかに御質問や、それから、先ほど委員の御発言にあった、何かもっと将来にわたって子どもさんが安心できるような、教育費を確保する方法があるのかどうか、調停委員をされている委員の方でも何かあれば、どうぞお願いします。

#### ●委員

教育費のことは、家裁が扱う少年事件の面からも、やはり教育が再非行を防止することにすごく大切だと思いますし、子の貧困はすごく大きな問題だと思っているのですが、実際に調停委員として調停に臨んでおられますと、将来の教育費についてどう分担するといったことをお話しできるぐらいの家庭はまだ良いほうかなというのが正直な感想です。

不払いの原因が、収入がないとか、生活保護というような方たちも多くいらっしゃいますし、あと減額調停の事案などでは、もともと収入が少なくて養育費自体もぎりぎりの金額で取り決めたのに、再婚して扶養家族が増えたためにその養育費が支払えなくなったので減額してほしいという調停が時々ございます。

受け取っていた側に見てみたら、今それだけ大変だって分かっていたのに何で再婚したんだとか、何で子どもがまた生まれるようなことになったんだとか怒っておられるんですが、そういう中でも、やはりそれも事情の変更に当たりますので、調停の中では、双方不公平のないように調停委員としては裁判官とも相談しながらお話し合いを進めていくしかないというところです。そういうこともあるものですから、権利者のほうから時々、相手方はとても信用がならないので、月々幾らと決めても支払わなくなるだろうし、仕事が替わってしまったら強制執行もできなくなる、まとめて今あるだけ支払ってもらいたいとか、そういうことを相談されることも、よくございます。

ただ、養育費として月々の支払の取決めをして、将来の強制執行ができるような形にするのではなく、一時にまとめて支払ってもらいたいという場合でも、それも

支払能力が問題になるということで、非常に悩ましいことが多いです。

#### ■委員長

ありがとうございます。

現実的に、一時にまとめて支払ってもらおうというのは一つの考え方ですが、それがどの程度満足のものかというのは、また別の問題というところですね。ほかにはいかがでしょう。

#### ●委員

最近、多くの方が、ジェンダーの問題に非常に関心が高いと感じています。SNSでも、ジェンダーの問題でいろいろなことを発信している人たちが多くですね。先ほどの裁判所の履行勧告の説明の中で、義務者が払わないという理由で最近多いのが、子どもに会えないまま養育費の支払いを続けるのはつらいということでしたが、確かにそういう内容をツイッターでよく見かけます。

養育費についてツイートをしているのは権利者のほうも多く、会わせないのにはそれだけの理由があると。逃げるように子どもを連れて家を出たという方たちで、もう二度と子どもに会わせたくない、自分も会いたくない、ただ、生活上の問題でどうしても養育費が必要だと言っている。これに対して、相手側が、子どもに面会させてくれないから支払えないという場合、家庭裁判所のほうで、それは確かに納得性のある事情だとして権利者に説明するのか、それとも過去にどういう事情があって、なぜ面会できないのかまで調べて、いや、そういうことはできませんよと義務者に対して説得をするのか、そのあたりを知りたいなと思った次第です。

#### ▲オブザーバー

まず、法的な観点から申し上げますと、養育費と面会交流は、決して同時履行という関係ではありません。会えないから支払わなくていいとか、面会交流させたくないからもらわなくていいとか、そういう関係ではありません。あくまで、養育費は養育費として支払う必要があります。

会いたい側が面会交流をさせてほしいという申立てをすることもございます。そ

のときに、子どもさんと一緒に住んでいる側から、こういう事情があるから会わせられないんですといった説明を受けたりすることもあります。そのときの内容によって、どのような面会交流が相当かということを考えていくことになります。

#### ▲オブザーバー

面会交流の問題は、日々の家庭裁判所の扱う事項の中でも非常に多くなってきておりまして、かつ、非常に難しい問題と思っております。

養育費の支払と面会交流の実施は別の問題だというのが基本的なスタンスであります。ただ、先ほど説明させていただいたように、どうしても理性とかそういったものでは納得できない部分を当事者は持つておられます。そのあたりは、調査官の職務の一つの中には調整的に関わって説明をするような部分もありますので、理解を求めるように個別に話を聞かせてもらったりとか、あとは、権利者にとっても義務者にとっても、やはりお子さんの意向や実情というようなものを理解いただくことが解決につながるようなこともございますので、調査官のほうで、そちらのほうを調査して、そして、当事者の理解を促して、面会交流の実施や養育費の履行につなげるというようなこともございます。

#### ●委員

ありがとうございます。

#### ■委員長

補足させていただきますと、面会交流は、養育費の支払で先ほど申し上げたように、お子さんの成長を実感して自分もちゃんと働いて頑張って支払うぞという、ある意味モチベーションになるようなところもあります。そのようなことで考えると、お子さんとの交流にもいろいろな方法がありますので、例えば、成長を実感するためにお子さんの写真を送るとか、そういったいろいろな間接的な交流の方法もございます。そこで、事案に応じて、調査官が調整的に交流の方法を提案するなどして、すぐに直接会わせることがなかなか難しい段階の場合、できるところから始めるとか、そういう対応を検討したりするという状況でございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

先ほど委員から御発言があったように、お金がない場合に貧困がどうカバーされるのかというところがございます。そこにも関連いたしますが、行政の面からどうするかというようなことについて、法務省の取組を補足して御紹介したいと思えます。

#### ▲オブザーバー

法務省の養育費不払い解消に向けた検討会議が制度面を取りまとめたガイドという一枚ものの資料をお配りしております。

これを見ていただきますと、取決めの段階で、例えば、協議離婚のときにも養育費を取り決めるということを義務化するような提案、それから、支払が滞ったときに公的給付で立替払いをするような支援、このようなものが検討されています。まだ、検討段階とのことですが、家庭裁判所に限らず、いろいろな制度をこれから検討して、子どもさんの成長のためにいい方向を考えていくという段階になっているのではないかなと思っております。

#### ■委員長

法務省の取組でございまして、裁判所がこれを作成しているわけではございませんが、裁判所としては、このような状況も踏まえて、養育費の支払確保に向けた取組を考えていきたいと思っておりますのでございます。

#### ●委員

今日は大変興味深く、皆さんの御苦勞を感じました。

感想めいたことしか申し上げられませんが、養育費の不払いに対する個別の対応ケースと、それから、先ほど出てきた制度的な問題と、さらに、子どもの貧困全般という問題は、それぞれフェイズが違うのだらうと思っております。難しいのは、恐らく、個別の取立てのケースでも、取り立てればよいというものではないという御説明が先ほどありましたように、私どもが扱う中でも、児童虐待の事案などは刑事事件として扱えばハッピーな結果になるかということ、やはり家族の統合と

いう目的に反する場合がありますし、ここでも、やはり取り立てればそれでいいというわけではないのだろうなということで、御苦勞の次第を感じたところです。

それと、法務省が検討しているという制度は、まさに、問題の裏返しがここにあるんだろうと思って資料を拝見していました。資料の取立ての欄などを見ましても、いろいろな機関が関わってくればなというふうに読めまして、さらに、貧困問題全般に関することとして、恐らく、資料の一番右側の「養育費の支払の促進策等」の中に入ってくると思いますが、大変でしょうけれども、自治体の方の御協力が最後はキーポイントになるのかなと思います。養育費が支払われていない子どもがいる世帯と、それに対して、養育費を支払う義務を持っている人とを一体に見て、どういった支援をするかといったことを自治体の方で取り組まれるといいのかなと、そういった感想を抱いた次第です。

この辺は、犯罪被害者に対して損害賠償が認められても、結局、現実の支払をどのように確保するかという問題があったりして、共通するところがありますが、その場合もやはり公的機関の支援がキーポイントになっているというところを感じる次第です。

#### ■委員長

どうもありがとうございます。

#### ●委員

皆さんのお話を聞いて、ほとんど素人なもので分からなかった部分もたくさんあるのですが、離婚は夫と妻それぞれの考えによるところであるとしても、それによって、子どもが不幸になったり、子どもの将来の夢や希望がなくなってしまうことのないように、それを皆さんがいろいろ検討していかなければならないことだと思いますけれども、もっと行政などによる支援も充実して、子どもの将来にもっと目を向けて支援していただければなというふうに感じました。

#### ■委員長

どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ時間も迫ってまいりましたので、本日のテーマに関する意見交換は以上とさせていただきます。本当に貴重な御意見をいろいろ頂戴しまして、ありがとうございました。

(6) 次回の開催を令和4年2月28日とし、次回のテーマは「成年後見制度の利用促進について」とすることについて、全委員の賛同が得られた。